

2024（令和6）年度 一般廃棄物処理実施計画



2024（令和6）年4月
大分市

目次

2024（令和6）年度 一般廃棄物処理実施計画

I	ごみ処理実施計画	
1	ごみ処理の数値目標	199
2	排出・収集・処理方法	200
	（1）家庭ごみ	
	（2）犬・猫等の死体	
	（3）一般廃棄物処理手数料	
	（4）事業系一般廃棄物	
	（5）排出・搬入禁止物	
	（6）特定家庭用機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）	
	（7）指定再資源化製品（パソコン、二次電池）	
	（8）産業廃棄物	
	（9）市外で発生した一般廃棄物の取り扱い	
3	4R推進計画	203
	（1）目標達成に向けた具体的施策の展開	
	ア 「4R」への意識改革	
	イ リフューズ・リデュースの推進	
	ウ リユースの推進	
	エ リサイクルの推進	
4	収集運搬計画	210
	（1）計画収集区域	
	（2）分別区分と収集運搬計画量	
	（3）目標達成に向けた具体的施策の展開	
5	中間処理・最終処分計画	212
	（1）計画中間処理量（広域を除く）	
	（2）目標達成に向けた具体的施策の展開	
6	ごみ減量のための重点的取り組み	214
	（1）家庭ごみ	
	（2）事業系ごみ	
	（3）広域市での取り組み	

II 生活排水処理実施計画	
1 生活排水処理計画	215
(1) 生活排水の処理主体	
(2) 生活排水処理の目標	
2 し尿・汚泥の処理計画	215
(1) 計画処理区域	
(2) 処理主体	
(3) 収集運搬計画	
(4) 中間処理・最終処分計画	
3 関連するその他の取り組み	218

2024（令和6）年度 一般廃棄物処理実施計画

本市における一般廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項」及び「大分市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づく「大分市一般廃棄物処理基本計画」により行い、その実施に必要な施策は年度毎に実施計画を策定し推進していくこととしています。

I ごみ処理実施計画

1 ごみ処理の数値目標

①排出抑制（削減率）

区分	年度	2018（H30）年度 基準年度	2024（R6）年度 目標
人口（人）		477,858	477,900
ごみ排出量（t）		160,153	153,465
（総処理量）	家庭系	107,038	102,473
	事業系	53,115	50,992
1人1日当たり（g）		918	880
	家庭系	614	587
	事業系	305	292
削減率（2018（H30）年度比）		—	4.2%

②リサイクル率

区分	年度	2018（H30）年度 基準年度	2024（R6）年度 目標
総処理量（t）		160,153	153,465
総資源化量（t）		33,855	36,464
回収資源化量（t）		15,726	15,318
	処理後資源化量（t）	11,092	12,140
その他の資源化量（t）		7,037	9,006
	集団回収量他（t）	4,211	4,112
	リサイクル業者への誘導（t）	2,826	4,894
リサイクル率（%）		20.2%	22.4%

③最終処分率

区分	年度	2018（H30）年度 基準年度	2024（R6）年度 目標
総処理量（t）		160,153	153,465
最終処分量（t）		12,272	10,166
最終処分率（%）		7.7%	6.6%

2 排出・収集・処理方法

(1) 家庭ごみ

家庭ごみは、「燃やせるごみ（可燃物）」、「燃やせないごみ（不燃物）」、「プラスチック製容器包装（資源プラ）」、「スプレー缶類」、「ライター類」、「蛍光灯、電球、水銀体温計」、「乾電池」、「缶・びん」、「ペットボトル」、「新聞類」、「その他紙類」、「布類」に分別し、市及び市が委託した収集運搬業者により定期的に収集します。この場合、排出者は市の指定した日時及び排出方法に従ってごみステーションに排出しなければなりません。

「大型・一時的多量ごみ（45 リットルの袋に入らないごみ、臨時的に発生する多量のごみ）」は、排出者が市の処理施設に自ら搬入するか、市の有料収集により戸別回収を行います。

区分 項目	燃やせるごみ	燃やせないごみ	危険物・有害物等	資源物	大型・一時的多量ごみ
ごみの種類	生ごみ 食用油 革類・ゴム類 リサイクルできない紙類 リサイクルできない布類 (汚れた衣類・わた入、ぬいぐるみ等) プラスチック製品(注1) 汚れが落ちにくい資源プラ(注2) 木くず 乾燥剤・保冷剤・使い捨てカイロ 剪定枝・落ち葉・草花(注3)	金属類 ガラス類 (化粧品や薬のびんを含む) 陶磁器類 電化製品 (アスベストを含む製品: 大きさ50cm 四方未満 50kg 未満のもの) ※瓦・土等は処理施設に自己搬入 若しくは、市の有料収集を依頼	スプレー缶類 ライター類 蛍光灯 電球 水銀体温計 乾電池類	プラスチック製容器包装(資源プラ) 缶・びん ペットボトル 新聞類 その他紙類 布類	45ℓのごみ袋に入らないごみや、転居・大掃除等で多量に出たごみ 大型家電(リサイクル対象製品を除く) 家具類 布団類 カーペット 畳(半分に切る) 自転車等 ※再利用可能な家具・自転車は別収集 ※資源物は除く
収集容器	指定有料ごみ袋(黄色) (45ℓ、30ℓ、20ℓ、10ℓ、5ℓ)		透明・半透明の袋 (大きさは45ℓまで)		指定なし
収集回数	週2回(は週後半の収集日)	4週に1回	4週に1回	2週に1回 週1回(資源プラ)	電話申込みにて随時収集 (地区を担当する清掃事業所)
収集方法	ステーション方式				戸別収集
収集形態	市直営・委託業者(注4)			委託業者	市直営(注4)
処理方法	焼却処理(福宗) 熔融処理(佐野) 飛灰(福宗)は埋立 熔融物は再資源化 焼却灰(福宗)及び飛灰(佐野)は再資源化	破碎処理 ↓ 可燃: 焼却 不燃: 埋立 スチール: 再資源化 アルミ: 再資源化	選別 ↓ 保管 ※スプレー缶類は 穴開け処理	選別 ↓ 圧縮 ↓ 梱包 ↓ 保管	※破碎処理 ↓ 可燃: 焼却・熔融 不燃: 埋立 スチール: 再資源化 アルミ: 再資源化 ※畳は焼却処理
処理施設	・福宗環境センター 清掃工場 ・佐野清掃センター 清掃工場	・福宗環境センター リサイクルプラザ ・福宗環境センター 鬼崎埋立場 ・佐野清掃センター 埋立場	・福宗環境センター リサイクルプラザ	・福宗環境センター リサイクルプラザ (新聞類・その他紙類・ 布類は業者委託)	・福宗環境センター 清掃工場・リサイクルプラザ 鬼崎埋立場 ・佐野清掃センター 清掃工場(スプリングマット 等)・埋立場

(注1)  「プラ」マークのない製品

(注2)  「プラ」マークがあるが汚れの落ちにくいもの

(注3) 有料化対象外

(注4) 佐賀県地区及び野津原地区は、すべての種類を委託業者により収集

(2) 犬・猫等の死体

家庭からの犬・猫等の小動物の死体は、飼い主が清掃工場に自ら搬入するか、市が有料で収集します。飼い主のいない犬・猫等の小動物の死体は、無料で市が収集します。

種類	収集方法	収集形態	処理方法	処理施設
家庭からの小動物の死体 (有料)	随時に 現地収集	委託	焼却又は 熔融	福宗環境センター清掃工場
飼い主のいない小動物の死体				佐野清掃センター清掃工場

(3) 一般廃棄物処理手数料

一般廃棄物の処理手数料は、「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第25条に基づき徴収しています。処理手数料は次のとおりです。

区分	手数料
家庭廃棄物（燃やせるごみ及び燃やせないごみに限る）を市が定期の収集により処理する場合	ミニ袋（容量が5リットル相当のもの） 1組（10枚入り）につき 35円
	特小袋（容量が10リットル相当のもの） 1組（10枚入り）につき 70円
	小袋（容量が20リットル相当のもの） 1組（10枚入り）につき 140円
	中袋（容量が30リットル相当のもの） 1組（10枚入り）につき 210円
	大袋（容量が45リットル相当のもの） 1組（10枚入り）につき 315円
一般家庭から生じた一時的多量の廃棄物を市が処理したとき	軽貨物自動車（0.35トン積）相当量以下 1回につき 1,960円
犬、猫等の死体を市が処理したとき	1体につき 710円

(4) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物で産業廃棄物以外のもの）は、排出者が発生・排出抑制や再資源化に努め、その処理については、排出者が処理施設に自ら搬入するか、市長が許可した収集運搬業許可業者に委託するものとします。

なお、現在の許可業者で今後の対応も十分に可能であるため、原則として既存の業者で収集運搬を行うこととします。

区分	収集運搬	処理方法	処理施設
燃やせるごみ（可燃物）	自己搬入又は 許可業者への委託	焼却	福宗環境センター清掃工場
		熔融	佐野清掃センター清掃工場
破碎・埋立		福宗環境センター リサイクルプラザ（破碎）	
再資源化		福宗環境センター鬼崎埋立場	
再資源化		民間処理施設	
燃やせないごみ（不燃物）			
リサイクルできる木くず類			
リサイクルできる紙類			

※生ごみは、民間処理施設での再資源化（堆肥化等）を推進します。

(5) 排出・搬入禁止物

爆発・引火・感染等危険性のあるもの、有害性のあるもの、処理に著しい支障があるものは、ステーションへの排出及び市の処理施設への搬入はできません。これらの一般廃棄物は、購入した販売店、病院、薬店、リサイクル協力店等に持ち込むことにより、適正処理を行います。また、再資源化可能な古紙・布類は搬入禁止とします。

種類	内容	収集運搬	持ち込み先
爆発・引火・毒性を有する恐れのあるごみ	ガスボンベ、塗料、薬品、廃油、灯油、農薬、消火器等	排出者等	購入した販売店、病院及び薬店、リサイクル協力店等
感染性を有する恐れのあるごみ	家庭で使用した医療系廃棄物（注射針）		
その他適正処理が困難なごみ	タイヤ、車・バイクのバッテリー等		
古紙・布類	新聞紙、雑誌、段ボール、OA用紙、封筒、紙箱等、機密文書、きれいな布類、シーツ、タオル等		リサイクル処理業者

※日曜大工等で生じたコンクリート破片、土、石、瓦は、ステーションへの排出はできませんが、施設への直接搬入はできます。また、重量や数量の制限はありますが、有料収集も行います。

(6) 特定家庭用機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）

家電リサイクル法で指定された特定家庭用機器は、市による収集運搬及び処理は行わず、小売業者への引き渡し、又は市長が許可した収集運搬業者への依頼、若しくは自らによるメーカー指定引取場所への搬入により、製造業者の適正な再商品化を促進します。

なお、現在の許可業者で今後の対応も十分に可能であるため、原則として既存の業者で収集運搬を行うこととします。

(7) 指定再資源化製品（パソコン、二次電池）

資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品のうち、パソコンについては、市による収集運搬及び処理は行わず、製造業者等による自主回収・再資源化を促進します。二次電池については、製造業者等による自主回収とあわせ、市による拠点回収も実施します。

(8) 産業廃棄物

産業廃棄物は市の処理施設に搬入できません。

ただし、脱水汚泥（市の水資源再生センターから生じた汚泥であって、脱水したもの）は搬入できます。

(9) 市外で発生した一般廃棄物の取り扱い

「第5次大分県廃棄物処理計画の広域化ブロック」に位置付けられていない市町村からの一般廃棄物の大分市への搬入はできないものとします。

ただし、次のものは除きます。

- ① 広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物
- ② 容器包装リサイクル法に定められた分別基準適合物
- ③ 市町村長が大分市内の一般廃棄物処分業許可業者に再資源化のための中間処理を委託する場合において、次の要件を満たしているとき大分市が認めたもの
 - ・大分市の一般廃棄物の処理に支障をきたさないこと
 - ・搬入に際して、周辺住民の生活環境及び交通上に支障が生じないこと
 - ・中間処理の過程で生じた廃棄物を全て持ち帰ること
 - ・処理後の再資源化を明確に示すこと

3 4 R推進計画

(1) 目標達成に向けた具体的施策の展開

ア 「4 R」への意識改革

1) リフューズ・リデュース・リユースを軸とした「4 R」の啓発

①「4 R」やごみに関する情報提供

施策名	具体的な取組内容
メディア等を活用した情報提供	市報、市報内特集「リサイクルおおいた」、ホームページ、テレビ、ラジオ、デジタルサイネージ、市公式アプリ、SNS等を活用し、情報提供します。
各種イベントを利用した啓発	環境展、消費生活展、人とみどりふれあいいち等、市が主催するイベントのほか、企業、自治会等が主催するイベントで啓発を行います。
家庭ごみの組成調査	ごみステーションに出されている家庭ごみの組成を調べ、不適正物の種類や割合を把握し、ホームページ等でお知らせします。目標：年2回
ごみ減量啓発ボードの活用	各支所や公民館に設置しているごみ減量啓発ボードで、毎月のごみ排出量をお知らせします。目標：毎月掲示
公民館等での啓発活動	ごみの減量とリサイクルの推進に関する教室や講座を開催します。

②「大分エコライフプラザ」の機能強化

施策名	具体的な取組内容
「大分エコライフプラザ」の機能強化	より幅広い年齢層をターゲットとした啓発として、おもちゃのリユースイベントを実施するなど、情報発信拠点としての機能強化を図ります。

2) 環境教育・学習の充実

①幼稚園、小・中学校などにおけるごみ環境教育の充実

施策名	具体的な取組内容
未就学児へのごみ紙芝居の実施	市内の保育園、幼稚園等でごみの減量に関する紙芝居の読み聞かせを実施します。また、ごみ減量推進課、清掃業務課が連携し、塵芥車等を使用した環境学習を実施します。
幼稚園向けの啓発	市立の幼稚園と認定こども園に啓発用絵本を配布します。
施設見学会の実施	小学校4年生による社会科見学として清掃工場見学を受け入れます。
環境教育副読本「わたしたちと環境」の提供	ホームページ及び大分市 ICT 活用支援サイトに掲載し、市内の小学校に提供します。
小中学生向けの環境教育の推進	地球温暖化対策ガイドブックを作成し、ホームページ及び大分市 ICT 活用支援サイトに掲載します。また、地球温暖化対策の一環として、各小中学校等に「やってみよう！エコチャレンジ！」(小学校1~4年生用)、「エコチャレンジ日誌」(小学校5,6年生、中学生用)を配布し、節電、節水などの省エネ行動に取り組んでもらいます。
環境教育に係る出前授業	小学校4年生を対象に、どのように分別・収集されるのかを学習する中で、環境への関心を持ってもらいます。目標：年20回開催

②自主的環境教育・学習の推進及び支援

施策名	具体的な取組内容
自主的環境教育・学習の推進	ごみ分別や減量方法にかかる講演や学習会に職員を講師として派遣します。
リサイクル啓発用品の貸し出し	啓発用のパネルやDVD、リサイクル物品や生ごみ処理容器等の見本を貸し出します。
幼児・児童・生徒への啓発	6月の環境月間中に「環境ブックの読み聞かせ」の実施や「環境関連図書を集めたコーナー」を設置し、環境問題を考えるきっかけを作ります。

3) 双方向の情報交流

施策名	具体的な取組内容
ごみ減量・リサイクル推進懇談会の開催	ごみ分別や減量方法について、各種団体からの依頼により、職員を講師として派遣します。 目標：年24回開催

4) 事業者に対する指導・啓発

①排出事業者への指導の徹底・強化

施策名	具体的な取組内容
事業系廃棄物の減量・適正処理の周知啓発	「事業系廃棄物の減量・適正処理の手引き」をホームページに掲載するなど、事業系廃棄物の減量と適正処理について周知・啓発に努めます。
事業系廃棄物の分別指導	事業者向けの分別パンフレット等を活用し、分別の徹底や生ごみのリサイクルについて、商工会議所をはじめとする関係団体等の協力を得ながら事業者に指導・啓発します。

②大規模事業所ごみ減量推進事業の推進

施策名	具体的な取組内容
優良事業所の表彰	優良事業所を表彰し、その取り組みをホームページ等で紹介します。
対象事業所の訪問指導	対象事業所について、定期的な訪問指導を行います。3年に1度程度訪問し、現状の確認をすることで、推進事業所としての自覚と責任を促し、廃棄物管理体制の維持向上を目指します。

③エコショップ認定事業の推進

施策名	具体的な取組内容
エコショップの普及拡大	市報、市報内特集「リサイクルおおいた」、ホームページを活用し、エコショップの取り組みを紹介するとともに、優秀なエコショップを表彰することにより普及拡大を図ります。

イ リフューズ・リデュースの推進

1) 生ごみの減量

①「3きり運動」の推進

施策名	具体的な取組内容
使いきりレシピ集の作成・配布	食材を無駄なく使いきるレシピや余った料理のアレンジを実践できるようなレシピを、市報内特集「リサイクルおおいた」やホームページに掲載します。また、レシピ集を作成し、3きりクッキングの参加者等に配布します。
イベントにおける啓発	環境展等各種イベントにて、3きり運動の効果的な周知を図ります。
「食べきり!おおいた3010運動」の推進	宴会時の食べ残しを減らすための運動として、市民や飲食店等に対し、チラシ等の啓発物品や広報誌により周知を図ります。
3きりクッキングの開催	3きり運動をよく理解し実践してもらうため、市民を対象とした3きりクッキングを開催します。

②食品ロスの削減

施策名	具体的な取組内容
食品ロス実態調査の実施	ごみステーションに出されている家庭ごみから厨芥類を分類し、その中に含まれる食品ロス（食べ残し、直接廃棄）の実態調査を行います。 目標：年1回実施
食品ロスダイアリー等を活用した啓発	食品ロス削減を推進するため、食品ロスダイアリーの活用を広報誌、ホームページ、市民懇談会等で周知します。
フードドライブの実施	フードバンクの支援や食品ロス削減を目的に、フードドライブを実施します。 目標：年1回実施

③生ごみ処理機器等の使用の促進

施策名	具体的な取組内容
生ごみ処理機器等の周知、啓発による利用促進	生ごみ処理容器貸与事業や生ごみ処理機器の購入補助等について、市報、ホームページ等による周知や各種イベント等での啓発によって利用促進を図ります。 目標：段ボールコンポスト 1,200セット コンポスト容器 350基 ボカシ容器 60セット 購入補助件数 80件
生ごみ処理容器普及講習会の開催	コンポスト、ボカシ容器、段ボールコンポストを利用している方を講師に、上手な使い方やできた堆肥を活用した野菜づくりなどの講習会を開催します。 目標：年2回開催
生ごみ処理容器使用方法指導	生ごみ処理容器の貸与を受けている家庭を訪問し、適正な使用方法や管理の指導を行います。

2) ごみになるものを買わない努力

①ライフスタイルの見直し

施策名	具体的な取組内容
ライフスタイルを見直す運動の展開	ごみを出さない方策として、「不要なものは断る」、「安易に使い捨て商品を選ばない」、「壊れたら修理して使用する」など、ライフスタイルを見直す運動を展開します。
マイボトルの推奨	ホームページ等を活用してマイボトルの使用を推奨します。

②流通・小売業者による過剰包装等の自粛

施策名	具体的な取組内容
レジ袋の削減	コンビニエンスストア等の小売店でのレジ袋削減について、ホームページ等を活用して啓発します。

3) ごみ減量と処理費用負担の適正化

①家庭ごみ有料化制度の周知

施策名	具体的な取組内容
有料化制度にかかる課題への取り組み	家庭ごみ有料化制度の検証を引き続き行い、市民ニーズに合わせた施策の検討を行います。

②施設使用料の見直し

施策名	具体的な取組内容
施設使用料（家庭ごみ）の見直し	家庭ごみ有料化制度との調整を図るなか、5年ごとの見直しを実施し適正化を図ります。

ウ リユースの推進

1) 活動の支援と情報発信

不用品の再使用・再利用の活動の支援

施策名	具体的な取組内容
おもちゃの交換会開催	エコライフプラザでおもちゃの交換会「かえっこバザール」を開催し、リユースの普及を図ります。 目標：年 12 回開催
フリーマーケット実施	エコライフプラザでフリーマーケットを実施します。 目標：年 8 回実施
フリーマーケット開催情報の提供	市内で開催されるフリーマーケットの情報をホームページに掲載し、リユースの普及を図ります。
活動に関する情報発信	市民によるリユースを促進するため、民間事業者の事業を活用したリユースなど、市民が気軽にできる活動等について、ホームページや市報内特集「リサイクルおおいた」等で情報発信します。

2) 古着・おもちゃ等と自転車・家具等の再使用の拡充

①古着・おもちゃ等の再使用

施策名	具体的な取組内容
エコライフプラザでの取り組み	エコライフプラザに持ち込まれた古着やおもちゃを必要な方に引き渡します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 目標：古着引渡 5,000着/年 おもちゃ引渡 1,000個/年 </div>
おもちゃの修理コーナー設置	エコライフプラザ等で「おもちゃ病院」を開催し、壊れたら修理して再度利用することを体感できる場を提供します。

②自転車・家具等の再使用

施策名	具体的な取組内容
エコライフプラザでの再生自転車・家具の抽選会	処理施設に持ち込まれた自転車や家具などの不用品を修理・整備し、毎月第1日曜日にエコライフプラザで実施する抽選会にて、市民に譲渡します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 目標：年 12回 </div>

3) リユース容器の活用

施策名	具体的な取組内容
リユース容器の活用の推進	リユース容器である一升びんやビールびん等のガラス容器は、何度も繰り返し利用ができ、ワンウェイ容器に比べて環境負荷が低いいため、市民や販売事業者等に対し、リユース容器の活用について周知・啓発を図ります。

エ リサイクルの推進

1) 集団回収等の拡大

有価物集団回収運動の促進

施策名	具体的な取組内容
優良団体の表彰	優良団体を表彰し、その取り組みをホームページ等で紹介します。
集団回収団体数と回収量の増加	スチール缶、アルミ缶、びん類、廃食用油の回収量の増加を図るとともに、回収団体新規登録を促します。
周知・啓発	回収団体数の増加のため、市報、市報内特集「リサイクルおおいた」、ホームページ等を活用し、周知・啓発を行います。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 目標：活動実施団体数 375団体 </div>
用具の支給	ブルーシート、回収用ボックス、広報用のぼり旗を支給します。

2) 拠点回収等の直接資源化の促進

拠点回収（回収品目・方法等）の充実

施策名	具体的な取組内容
拠点回収の広報	ホームページや市報内特集「リサイクルおおいた」で広報します。
牛乳パックの回収	市役所本庁舎や支所等、市の施設 21 か所に回収ボックスを設置し、拠点回収します。
使用済小型家電の回収	市役所本庁舎や支所等、市の施設 14 か所に回収ボックスを設置し、拠点回収するとともに、環境展等のイベントにて回収を行います。また、小型家電リサイクル法の認定事業者によるパソコンを含む使用済小型家電の宅配便を利用した回収を促進します。
二次電池（充電式電池）の回収	製造業者等による自主回収を促進するほか、市役所本庁舎や支所等、市の施設 14 か所に設置した回収ボックスで拠点回収します。

3) 分別回収の徹底

①分別の徹底等に向けた啓発活動の充実

施策名	具体的な取組内容
情報提供・啓発	市報、市報内特集「リサイクルおおいた」、ホームページ、チラシの全戸回覧、市公式アプリ、SNS の活用等による啓発を行います。
「家庭ごみ分別事典」の配布	「家庭ごみ分別事典」令和 6 年度版を転入者に配布します。
各種イベントを利用した啓発	環境展等のイベントにおいて分別クイズを実施するなど、分別排出について啓発活動を行います。 目標：年 4 回

②資源物の持ち去り対策

施策名	具体的な取組内容
資源物持ち去り防止パトロール	資源物を収集するごみステーションに持ち去り禁止看板を設置するとともに、古くなったものについては、順次取り替えます。また、クリーン推進員をはじめとした地域との連携体制を整え、資源物持ち去り等の情報をもとに計画的なステーションパトロールを実施し、資源物の持ち去り行為の防止に努めます。

4) グリーン購入等

施策名	具体的な取組内容
庁内におけるグリーン購入の推進	庁内において、再生紙の使用促進、環境対応物品の使用拡大、職員に貸与している被服についてリサイクル製品を購入するなど、積極的にリサイクル製品を利用します。
グリーン購入の普及拡大	事業者と市民に対し、グリーン購入の普及拡大を図ります。

5) 剪定枝の資源化について

施策名	具体的な取組内容
剪定枝の資源化	家庭から排出される剪定枝については、引き続き、清掃工場の計量において鬼崎埋立場リサイクルヤードへ誘導し、チップ化に取り組みます。

6) 事業系ごみのリサイクルの促進

①食品廃棄物のリサイクルの推進

施策名	具体的な取組内容
食品廃棄物のリサイクルの推進	分別パンフレットや「事業系廃棄物の減量・適正処理の手引き」を活用し、生ごみの資源化の実施について働きかけます。

②剪定枝等のリサイクル

施策名	具体的な取組内容
市の工場への搬入制限と資源化処理の徹底	リサイクルできる木くずの工場への搬入禁止を徹底し、鬼崎埋立場リサイクルヤードと民間の資源化処理業者へ誘導します。(事業所向けの分別パンフレットや事業系廃棄物の減量・適正処理の手引きへの掲載)

③公共施設からの資源物回収

施策名	具体的な取組内容
庁内から排出される資源物の分別回収	庁内から排出される資源物（古紙、缶、びん、ペットボトル、使用済みトナー等）を分別回収し、再資源化を進めます。
庁内雑紙の回収強化	庁内雑紙について、わかり易い分別の啓発をしていくことで分別徹底を図り、紙類のリサイクルを進めます。

7) 拡大生産者責任（EPR）の推進

施策名	具体的な取組内容
容器包装リサイクル制度	国に対し、容器包装リサイクル制度の市町村と事業者の役割分担の見直し(事業者の自主回収ルートの確立)を働きかけます。
家電リサイクル制度	国に対し、家電リサイクル制度での前払い方式の導入や品目拡大の見直しを働きかけます。

8) 各種リサイクル法への対応

施策名	具体的な取組内容
法に基づく対応	各種リサイクル法に基づき、適切な処理を行います。

4 収集運搬計画

(1) 計画収集区域

市内全域

(2) 分別区分と収集運搬計画量

(単位：トン)

分別区分	燃やせるごみ	燃やせないごみ	缶・びん	ペットボトル	プラスチック製容器包装	新聞類	その他紙類	布類	スプレー缶類	ライター類	蛍光管類	乾電池
(R6 目標) 計画収集量	78,552	4,775	3,874	1,476	3,165	10,400			231			

※燃やせるごみと燃やせないごみは大型・一時的多量ごみを含む。

(3) 目標達成に向けた具体的施策の展開

1) 排出マナーの向上と収集運搬許可業者への指導の強化

①排出マナーの向上に向けた啓発活動の展開

施策名	具体的な取組内容
ごみ出しマナーアップ 早朝呼びかけ行動	自治会長やクリーン推進員と連携し、早朝、ごみステーションにおいて、正しいごみの出し方や分別について直接市民に呼びかけを行い、ごみ出しマナーの向上を図ります。 目標：252箇所
啓発看板の設置や啓発 チラシの配布	袋違反や分別違反など、排出マナーの守られていないごみステーションにおいて、啓発看板の設置や周辺住民への啓発チラシの配布を行い、排出マナーの向上を図ります。

②安全で適正な排出に向けた指導啓発の展開

施策名	具体的な取組内容
車両火災防止に向けた 啓発活動	ガス缶・スプレー缶、ライターの安全な排出方法について、市報、ホームページ、回覧、ごみステーションの啓発看板で周知します。また、収集業者に対し、収集時の安全作業と火災防止の対策を指導します。

③収集運搬許可業者への指導の強化

施策名	具体的な取組内容
遵守事項の徹底	関係法令の順守及び市民へのサービスのさらなる向上のため、遵守事項の徹底を行います。 ・一般廃棄物収集運搬業許可業者遵守事項等説明会を開催します(3月)。 ・許可証交付時や業者立入時に遵守事項の説明を徹底します。
展開検査による指導	工場搬入時に許可車両の展開検査を行います。 目標：年4回

④無許可業者への指導の強化

施策名	具体的な取組内容
無許可業者の把握・指導	パトロール等により、無許可で不用品回収行為を行う業者を把握し、指導を行います。

⑤越境ごみ阻止の強化

施策名	具体的な取組内容
近隣市町村との連携	展開検査等で越境ごみが発覚した場合は、近隣市町村と連携し、許可業者の指導を行います。

2) 市民のニーズと環境に配慮した収集運搬体制の整備

①ごみステーションの環境美化促進

施策名	具体的な取組内容
定期的なごみステーションの巡視	校区担当指導員による担当校区のごみステーションパトロールを常時行い、マナー違反ごみの排出防止に努めます。
集合住宅のごみステーション対策	長年、排出マナーが改善されない集合住宅について、違反状況の確認を行い、入居者及び管理会社に対する排出マナー向上に向けた指導啓発を進めます。また、新設の集合住宅のステーションについては、管理会社に正しい管理方法等を周知します。
大分市ごみステーション設置等補助金制度の推進	ごみステーションの整備を促進することにより、市民の環境美化意識やごみの分別意識の高揚を図り、ごみ減量・リサイクルの推進を図ります。

②委託業務の遂行に向けた指導育成

施策名	具体的な取組内容
委託業者への指導育成	委託業者が市民との信頼関係を構築できるよう、年1回の収集作業状況検査を行い、委託業者の指導育成に取り組みます。

③生活介助を要する市民への収集支援体制の構築

施策名	具体的な取組内容
高齢者等世帯に対するごみ出し支援	家庭から排出されるごみ等を、自ら所定のごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者等の世帯に対し、玄関先等で収集を行います。

④在宅医療廃棄物の排出方法の徹底

施策名	具体的な取組内容
適正な排出方法の徹底	在宅医療廃棄物の適正な排出方法の徹底に向け、市報等の広報媒体を利用して周知を図ります。

5 中間処理・最終処分計画

(1) 計画中間処理量（広域を除く）

(単位：トン)

区分	処理量
可燃物・不燃物処理量	134,319
可燃物処理量	128,411
不燃物処理量	5,908
焼却量	111,709
可燃物焼却量	109,850
不燃物焼却量	1,859
埋立量	10,166
焼却後埋立量	7,429
直接埋立量	732
破碎後埋立量	2,005
資源化量	12,444
焼却後資源化量	11,132
破碎後資源化量	1,008
剪定枝等	304

(2) 目標達成に向けた具体的施策の展開

1) 安定した中間処理体制の確保

①中間処理施設の計画的な整備

施策名	具体的な取組内容
ごみ処理施設の適正かつ安定した管理、運営	新環境センターの稼働を見据えた福宗環境センター清掃工場、佐野清掃センター、福宗環境センターリサイクルプラザの各種整備を行います。

②新環境センターの建設方針

施策名	具体的な取組内容
5つの方針を基本とした新環境センター整備事業の推進	「一般廃棄物処理施設整備基本計画」で定めた5つの方針に基づき、2027（令和9）年度の稼働開始を目標に、新環境センターの整備を着実に進めます。

③広域市との連携

施策名	具体的な取組内容
一般廃棄物の広域処理	大分都市広域圏連携中枢都市圏形成連携協約による、一般廃棄物処理施設整備部会で検討を行います。

2) 再資源化処理の推進

①焼却残渣の再資源化

施策名	具体的な取組内容
焼却残渣再資源化の推進	福宗環境センター清掃工場の焼却灰の再資源化を行います。 佐野清掃センター清掃工場の飛灰等について、全量再資源化を行います。

②不燃物の再資源化

施策名	具体的な取組内容
不燃物の再資源化	福宗環境センターリサイクルプラザにおいて破碎・選別した不燃物の中から金属類の再資源化を行います。

3) 最終処分場の延命化

最終処分量の減量化等

施策名	具体的な取組内容
再資源化の推進	福宗環境センター清掃工場の焼却灰の再資源化を行います。 福宗環境センター鬼崎埋立場の剪定枝等リサイクル事業により再資源化量の増加に努めます。 佐野清掃センター清掃工場の飛灰等の再資源化を行います。

6 ごみ減量のための重点的取り組み

(1) 家庭ごみ

施策名	具体的な取組内容
自治会説明会	ごみ排出量が多いと思われる地区を対象に説明会を実施する。
委託業者への指導	委託業者の事業所を訪問し指導するとともに、各収集区域のステーションにおいて、収集車両に既積載物がないか確認を行う。
食品ロスの削減	大分市食品ロス削減推進計画に基づき、3きり運動をはじめとする啓発を行うなど、家庭系食品ロスの削減に向けた取り組みを推進する。
プラスチック使用製品 廃棄物の分別収集と再 商品化	プラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化について、実証事業を行い、実施に向けた検討を進める。

(2) 事業系ごみ

施策名	具体的な取組内容
事業者への指導・啓発	コンビニエンスストア、商店街、官公庁等を訪問し、事業系ごみの適正処理の指導と分別排出の周知・徹底を図る。
一般廃棄物処理業者への 指導	清掃工場への搬入時に展開検査を行い、違反物について受け入れを拒否するとともに、産業廃棄物が事業系一般廃棄物に混入しないよう、分別の徹底による適正処理を指導する。 また、一般廃棄物処理業者を訪問し、適正処理の周知・徹底を図る。
食品ロスの削減	大分市食品ロス削減推進計画に基づき、市民・事業者に対して3010運動をはじめとする啓発を行うなど、事業系食品ロスの削減に向けた取り組みを推進する。

(3) 広域市での取り組み

施策名	具体的な取組内容
広域6市ごみ減量対策	新環境センターの稼働に向けて、広域6市が連携し、担当者会議を開催するなど、ごみ減量対策を推進する。
海洋プラスチックごみ 対策	海洋に流れ出て生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されているプラスチックごみの発生を抑制するため、啓発チラシの作成・配布を行うなど、大分都市広域圏の7市1町で連携し取り組む。

II 生活排水処理実施計画

1 生活排水処理計画

(1) 生活排水の処理主体

表1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	大分市
農業集落排水施設	し尿、生活雑排水	大分市
浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
みなし浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿 浄化槽汚泥 [※]	大分市

※浄化槽汚泥には農業集落排水施設からの汚泥を含む

(2) 生活排水処理の目標

表2 生活排水処理の目標

項目	区分	現状	推計値 ^{※1}
		2018 (H30) 年度	2024 (R6) 年度
汚水処理人口普及率 ^{※2}		82.2%	89.4%

※1 大分市汚水処理施設整備構想の目標年度との比例補間により推計した各年度の整備目安

※2 汚水処理人口普及率 = (公共下水道処理人口 + 農業集落排水施設処理人口 + 浄化槽処理人口) / 行政人口 × 100

2 し尿・汚泥の処理計画

(1) 計画処理区域

計画処理区域は、大分市内のし尿・浄化槽汚泥収集区域の全域とします。

(2) 処理主体

計画処理区域で収集されるし尿・浄化槽汚泥（農業集落排水施設からの汚泥を含む）の処理主体については次のとおりとし、現在の体制を継続していくことを基本とします。

表3 し尿・浄化槽汚泥の処理主体

区分		実施主体	
収集・運搬	旧大分地区	し尿	大分市（直営、許可業者）
		浄化槽汚泥	大分市（許可業者）
	佐賀関地区	し尿	大分市（許可業者）
		浄化槽汚泥	
	野津原地区	し尿	
		浄化槽汚泥	
中間処理、最終処分		大分市（直営）	

(3) 収集運搬計画

ア 基本方針

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬業務は、市民の清潔で快適な生活環境を維持するうえで、なくてはならない重要な行政サービスです。また、し尿処理において、収集運搬業務は最も処理費用を要する部門でもあります。今後は、公共下水道の普及に伴い、し尿・浄化槽汚泥収集量の減少が見込まれますが、それらを勘案したうえで、効率的な収集体制の整備に努めることとします。

イ 収集運搬の現況

し尿については、市直営と許可業者が原則として毎月1回の定期収集を実施しており、各々の収集エリアは完全地域割としています。浄化槽汚泥については、浄化槽管理者が浄化槽を清掃する際に、許可業者により収集されています。

ウ し尿処理手数料

「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第25条に基づき、し尿の処理手数料を徴収しています。現在の処理手数料は次のとおりです。

表4 し尿の処理手数料

区分		手数料
し尿	定額制によるもの	世帯員1人につき 月額 330 円 汲み取り回数が1月に1回を超える場合は、その超える回数 1回につき 660 円
	従量制によるもの	18リットルにつき 165 円

- (備考) 1 し尿の手数料で定額制によるものは、一般世帯（次項に掲げるものを除く。）とする。
2 し尿の手数料で従量制によるものは、飲食店、官公署、事業所その他これらに類するもの並びに一般世帯のうち次の各号のいずれかに該当する便槽を有する世帯とする。
- (1) 不定期又は臨時の汲み取りを必要とする便槽
 - (2) 居住者以外の者が居住者と共用する便槽
 - (3) 雨水、洗水の流入、湧水等により、汲み取り量が世帯人員に比して著しく多い便槽
 - (4) 構造上、水を使用する形式の便槽
 - (5) その他市長が必要と認める便槽

エ 収集運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬については、現状の体制で行っていくこととします。なお、許可業者については、今後は収集量の減少が見込まれ、現在の許可業者で今後の対応も十分に可能であるため、原則として既存の業者で収集運搬を行うこととします。

オ 収集運搬機材及び今後の整備計画

し尿の収集運搬は、将来的にし尿量の減少が見込まれますが、毎月1回の収集頻度を確保するとともに、収集区域の縮小と収集量の減少を十分に勘案し、必要車両台数を調整することとします。

浄化槽汚泥については、発生量の動向を見極めながら、法令によって定められた汚泥の引き抜き清掃回数を勘案し、安定的に収集運搬業務が遂行できる車両台数を確保するよう、許可業者に指導するものとします。

表5 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬量の見込み(推計)

項目		区分	実績	
			2018(H30)年度	2024(R6)年度
し尿	年間 (kl/年)		14,571	7,830
	1日平均 (kl/日)		40	21
浄化槽汚泥	年間 (kl/年)		107,260	95,272
	1日平均 (kl/日)		294	261
合計	年間 (kl/年)		128,831	103,102
	1日平均 (kl/日)		334	282

※浄化槽汚泥には農業集落排水施設(吉野地区、市尾地区)からの汚泥を含む。

(4) 中間処理・最終処分計画

ア 基本方針

し尿・浄化槽汚泥の中間処理は、今後、下水道整備の進展に伴い、処理量としては縮小していくことが予想されるものの、アメニティ豊かな都市環境整備には必要不可欠な事項であり、他の生活排水処理施設とあわせて、中間処理施設の適正な整備を図っておくことが必要です。

また、中間処理施設は、都市施設としての位置付けからも、円滑な都市活動と良好な都市環境の保持に努めるため、その機能が十分に発揮されなければなりません。

したがって、他の生活排水処理施設との整合に留意し、効率的な処理体制の確立に努めるとともに、今後のし尿・浄化槽汚泥量の動向にも対応した適正な中間処理施設の整備を推進します。

イ 処理・処分の現況

収集されるし尿・浄化槽汚泥は、大洲園処理場で処理を行い、処理水は井戸水で希釈し水質調整を行った後、公共下水道へ放流しています。また、処理の過程で発生する脱水汚泥や残渣物については清掃工場に搬出し焼却処理を行っています。

ウ 中間処理・最終処分計画

収集されるし尿・浄化槽汚泥については、現状の体制で処理・処分を行っていくこととします。

3 関連するその他の取り組み

生活環境の改善及び水環境への汚濁負荷量を削減するため、市報やホームページ等を活用して、広報・啓発活動の強化を図ります。

- 市民意識の向上を図るための取り組み
 - ・ 各種説明会、講習会での広報活動
 - ・ 下水道の日・浄化槽の日キャンペーン、環境展等での街頭啓発活動
 - ・ 学校教育における環境教育の実施（わくわく上下水道たんけん隊）

- 家庭における発生源対策の推進
 - ・ 三角コーナーネット、拭取紙等の排出抑制用品の普及
 - ・ 無リン洗剤、せっけんの使用啓発

- その他の取り組み
 - ・ 公共下水道の整備区域において戸別訪問による接続依頼
 - ・ 浄化槽設置費補助制度を活用した、みなし浄化槽や汲み取り便槽から浄化槽への転換の周知・啓発
 - ・ 浄化槽の適な維持管理（保守点検、清掃、法定検査受検）の徹底に向けての周知・啓発